

## ○身体に障害のある方の減免対象となる障害の範囲

### 1. 身体に障害がある方が運転する場合

#### ア 身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視 覚 障 害		○	○	○	○		
聴 覚 障 害			○	○			
平 衡 機 能 障 害				○			
音 声 機 能 障 害				○			
上 肢 不 自 由		○	○				
下 肢 不 自 由		○	○	○	○	○	○
体 幹 不 自 由		○	○	○		○	
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障 害	上肢機能	○	○				
	下肢機能	○	○	○	○	○	○
心 臓 機 能 障 害		○		○	○		
じ ん 臓 機 能 障 害		○		○	○		
呼 吸 器 機 能 障 害		○		○	○		
ぼうこう又は直腸の機能障 害		○		○	○		
小腸の機能障害		○		○	○		
ヒト免疫不全ウイルスに よる免疫機能障害		○	○	○			
肝 機 能 障 害		○	○	○	○		

※音声機能障害は喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る（身体障害者手帳に喉頭摘出によるという記載がない場合は、福祉事務所長の証明書を提出してください。）

#### イ 戦傷病者手帳の交付を受けている方

障害の区分	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症	第1款症	第2款症	第3款症
視 覚 障 害	○	○	○	○	○					
聴 覚 障 害	○	○	○	○	○					
平 衡 機 能 障 害	○	○	○	○	○					
音 声 機 能 障 害	○	○	○							
上 肢 不 自 由	○	○	○	○						
下 肢 不 自 由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
体 幹 不 自 由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
心 臓 機 能 障 害	○	○	○	○						
じ ん 臓 機 能 障 害	○	○	○	○						
呼 吸 器 機 能 障 害	○	○	○	○						
ぼうこう又は直腸の機能障 害	○	○	○	○						
小腸の機能障害	○	○	○	○						
肝 機 能 障 害	○	○	○	○						

## 2. 身体に障害がある方のために生計を一にする方または身体障害者等のみで構成される世帯の身体に障害のある方のために常時介護する方が運転する場合

### ア 身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		○	○	○	○		
聴覚障害			○	○			
平衡機能障害				○			
音声機能障害				○			
上肢不自由		○	○				
下肢不自由		○	○	○			
体幹不自由		○	○	○			
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○				
	下肢機能	○	○	○			
心臓機能障害		○		○	○		
じん臓機能障害		○		○	○		
呼吸器機能障害		○		○	○		
ぼうこう又は直腸の機能障害		○		○	○		
小腸の機能障害		○		○	○		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○			
肝機能障害		○	○	○	○		

※音声機能障害は喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る（身体障害者手帳に喉頭摘出によるという記載がない場合は、福祉事務所長の証明書を提出してください。）

### イ 戦傷病者手帳の交付を受けている方

障害の区分		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症	第1款症	第2款症	第3款症
視覚障害		○	○	○	○	○					
聴覚障害		○	○	○	○	○					
平衡機能障害		○	○	○	○	○					
音声機能障害		○	○	○							
上肢不自由		○	○	○	○						
下肢不自由		○	○	○	○						
体幹不自由		○	○	○	○	○					
心臓機能障害		○	○	○	○						
じん臓機能障害		○	○	○	○						
呼吸器機能障害		○	○	○	○						
ぼうこう又は直腸の機能障害		○	○	○	○						
小腸の機能障害		○	○	○	○						
肝機能障害		○	○	○	○						

## ○知的障がい、精神障がいのある方の課税免除対象となる障害の範囲

- 療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局通知）第3、1(1)に定める重度の障害を有するもの ※療育手帳に「A」または「重度」の表示がある方
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するものかつ障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条第1項に定める自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定を受けているもの
- 第3号及び前号に掲げるものと生計を一にするもの